

「リョーマの休日キャンペーン」地域イベント等支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県自然・体験型観光キャンペーン実行委員会（以下「実行委員会」という。）が、「リョーマの休日～自然&体験キャンペーン～」（以下「キャンペーン」という。）の盛り上げにつなげるため、市町村などで開催されるイベントや企画展に対し、「リョーマの休日キャンペーン」地域イベント等支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 キャンペーンの実施を契機に、高知県の自然・体験型観光の魅力や認知度を向上させ、県内の各地域へ多くの誘客を図るとともに、「志国高知 幕末維新博」を通じて取り組んできた歴史観光やナイトタイムエコノミーの取組のさらなる振興を図るため、キャンペーンのテーマに沿ったイベントの実施、キャンペーンの一体的な盛り上げにつながる企画展や夜間イベントの実施及び地域イベント、企画展等の参加者のためのバスの借り上げに要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、キャンペーン期間中に実施される次に掲げるものとする。

(1) イベント支援事業

キャンペーンの盛り上げのため、「自然」や「体験」をテーマに含んで地域で実施される新規イベント又は既存イベントを従前より磨き上げて実施するもので、県外からの誘客による観光消費拡大が図られるもの

(2) 歴史企画展支援事業

高知県の歴史（戦国期から明治期の間の歴史的要素を含むもの）をテーマにした企画展を実施するもの

(3) 夜間イベント支援事業

キャンペーンの盛り上げや地域の観光関連事業者等が連携して取り組むナイトタイムエコノミーの充実のために実施するもので、県外からの誘客による観光消費拡大が図られるもの

(4) シャトルバス等運行支援事業

地域イベント、企画展等の参加者の利便性の向上のためのバスの借り上げ

(補助事業者、事業実施主体、補助対象経費及び補助率)

第4条 補助事業者、事業実施主体、補助対象経費及び補助率等は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助事業ごとに別記第1号様式による補助金交付申請書を高知県自然・体験型観光キャンペーン実行委員会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助金の交付の決定等)

第6条 会長は、前条第1項の規定による申請が適当であると認めた場合は、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除き、補助金の交付を決定し、速やかに当該決定の内容を当該補助事業者に通知するものとする。

2 会長は、間接補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助の条件)

第7条 第2条に規定する補助目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならないものとし、第4条に規定する事業実施主体に補助金を交付する場合においても、同様の条件を付さなければならない。

- (1) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに別記第2号様式による補助事業遅延等報告書を会長に提出し、その指示を受けること。
- (2) 補助事業の執行に際しては、県又は市町村等が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 補助金に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を作成し、かつ、当該収入及び支出に関する証拠書類を整備し、補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、第2条に規定する補助目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。
- (5) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等、暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(6) 県税の納税義務者である場合は、県税を滞納していないこと。

(補助事業の着手)

第8条 補助事業の着手は、第6条第1項の規定による補助金の交付の決定通知に基づき行わなければならない。

(補助事業の重要な変更)

第9条 補助事業について次の各号のいずれかの重要な変更を行おうとするときは、あらかじめ別記第3号様式による補助金変更申請書を会長に提出して、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業実施主体の変更
- (2) 補助事業の中止又は廃止
- (3) 補助事業の施行箇所の変更
- (4) 補助金額の増額又は20パーセントを超える減額
- (5) 補助事業の内容の重要な部分に関する変更

(実績報告等)

第10条 補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の3月31日のいずれか早い日までに、別記第4号様式による補助金実績報告書を会長に提出しなければならない。ただし、これにより難い場合は、速やかに会長にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。

2 前項の補助金実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助事業者が事業実施主体の場合
 - ア 委託等の契約書の写し（補助事業分に限る。）
 - (ア) 契約書（契約件名、契約期間、契約金額及び契約当事者が表示されているページのみとする。）及び仕様書
 - (イ) 契約の変更があった場合は、その事実を確認することができる請書等
 - イ 完了検査調書の写し
 - ウ 完成写真、図面等実施した補助事業の内容が分かる資料
- (2) 補助事業者以外が事業実施主体の場合
 - ア 補助事業者の補助金交付決定通知の写し
 - イ 補助事業者の補助金検査調書の写し
 - ウ 完成写真、図面等実施した補助事業の内容が分かる資料

3 第5条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、第1項の補助金実績報告書の提出時期までに当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第5条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、第1項

の補助金実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した市町村等において、その金額が減じた額を上回る場合にあっては、当該上回る額）を別記第5号様式による消費税仕入控除税額等報告書を会長に提出するとともに、会長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（補助金の支払）

第11条 補助金は、第10条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、会長が補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めたときは、確定前にその全部又は一部を概算払することができる。

2 補助事業者は、前項ただし書の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、別記第6号様式による概算払請求書を会長に提出しなければならない。

（事業成果のフォローアップ）

第12条 補助事業者及び事業実施主体は、事業実施年度の翌年度から5年間事業成果等についてフォローアップを行うものとする。ただし、第3条第4号に掲げる事業を実施した場合はこの限りでない。

2 会長は、必要に応じ、補助事業者又は事業実施主体に対し、報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。この場合において、補助事業者及び事業実施主体は、会長からの報告の求め又は調査に協力するよう努めなければならない。

（グリーン購入）

第13条 事業実施主体は、補助事業の実施において、物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

（情報の開示）

第14条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第3号及び第4号、第10条第4項、第12条並びに第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和2年7月20日から施行する。

別表第 1

補助事業	補助事業者	事業実施主体	補助事業の対象となる条件	補助率	補助限度額	補助対象経費	補助対象経費詳細
1 イベント支援事業	市町村、一部事務組合若しくは広域連合（以下「市町村等」という。）、観光協会、地域の活動団体、歴史文化施設を運営する団体又は広域観光組織	市町村等、観光協会、地域の活動団体、歴史文化施設を運営する団体又は広域観光組織	<p>「リョーマの休日～自然&体験キャンペーン～」の盛り上げのため、「自然」や「体験」をテーマに含んで地域で実施するイベント（専ら営利を目的とするものを除く。）で、県外からの誘客による観光消費拡大が図られ、下記の要件いずれかを満たすもの。</p> <p>(1) 新規イベントの場合は、県外からの誘客が期待できる事業で、かつ、本補助事業による助成後においても3年間は継続した取り組みを行うもの。（ただし、単年度限りの事業にあっては、全国展開している企業とのタイアップなど、該当地域のブランド力向上、全国への情報発信PR等による認知度向上が大きく期待できるものはこの限りでない。）</p> <p>(2) 既存イベントの場合は、県外からの誘客が期待できる事業で、かつ、従前の内容以上に追加して磨き上げを行うもの。また、本補助事業による助成後においても3年間は磨き上げた内容について継続した取り組みを行うもの。</p>	2分の1又は3分の1以内	1イベント当たり 10万円以上 200万円以下	<p>1 新規イベントの開催・運営に係る経費</p> <p>2 既存イベントを拡充して開催・運営する場合の拡充部分に係る経費</p> <p>3 上記に付随して行う広報活動に係る経費（注）3参照</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会場借上料や設営に要する経費 ・講師やイベント出演者等の謝金に要する経費 ・イベント開催（設営や撤去期間を含む）に必要な臨時的職員の雇用に要する経費 ・誘客につなげるためのバスツアー等を企画実施するための経費 ・ポスター、チラシ等の印刷製本に要する経費（印刷物を広く流通させるために必要な新聞折り込み経費を含む） ・プレスリリースの配信や広報媒体の取材誘致、タイアップや取材協力に要する経費 ・イベントを紹介するためのホームページ用コンテンツの作成 等
<p>※「志国高知 幕末維新博」地域イベント等支援事業費補助金及び本支援事業により補助を受けた実績のあるイベント（同一又は同等の内容のもの）の2回目の申請については、補助率を3分の1とし、3回目以降の申請については、補助対象としない。</p> <p>※イベントへの入場料や体験料などその他の収入のあるときは、総事業費から当該収入額を控除した額と補助対象額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じる。</p>						4 1から3に掲げるもののほか、会長が必要であると認める経費	

補助事業	補助事業者	事業実施主体	補助事業の対象となる条件	補助率	補助限度額	補助対象経費	補助対象経費詳細
2 歴史企画展支援事業	市町村又は企画展を行う施設を運営する団体	市町村又は企画展を行う施設を運営する団体	<p>戦国期（室町時代後期）から明治期の高知県の歴史的要素をテーマに含む企画展のうち、下記の要件をすべて満たすもの。</p> <p>(1) スタッフが常駐し、かつ土日・祝日を含めた開館が可能な施設で開催されるもの。</p> <p>(2) 原則として、観覧料を徴する企画展として運営されるもの。（施設入館料として徴収する場合も可）</p> <p>(3) 企画展と連動して講演会や現地学習会等を実施するなど、観光客の誘客に向けた工夫がなされるもの。</p>	2分の1以内	1 企画展当たり 10万円以上 100万円以下	1 企画展を充実させるための展示物や映像解説コーナー等の設置に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・展示内容や時代背景を分かりやすく解説するためのパネルの作成や映像解説コーナー等の設置 ・史料の調査、収集等や特別ガイドの実施に係る臨時的職員の雇用に要する経費 ・展示物を監視する要員の雇用に要する経費 等
						2 企画展とあわせて実施する講演会や現地学習会等の付帯事業に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・会場借上料や講師謝金に要する経費 ・誘客につなげるためのバスツアー等を企画実施するための経費 等
						3 企画展告知のための広報活動に係る経費（注）3参照	<ul style="list-style-type: none"> ・ポスター、チラシ等の印刷製本に要する経費（印刷物を広く流通させるために必要な新聞折り込み経費を含む） ・プレスリリースの配信や広報媒体の取材誘致、タイアップや取材協力を要する経費 ・企画展を紹介するためのホームページ用コンテンツの作成 等
						4 1から3に掲げるもののほか、会長が必要であると認める経費	

補助事業	補助事業者	事業実施主体	補助事業の対象となる条件	補助率	補助限度額	補助対象経費	補助対象経費詳細
3 夜間イベント支援事業	市町村等、観光協会、地域の活動団体、歴史文化施設を運営する団体又は広域観光組織	市町村等、観光協会、地域の活動団体、歴史文化施設を運営する団体又は広域観光組織	<p>「リョーマの休日～自然&体験キャンペーン～」の盛り上げ及び地域の観光関連事業者等が連携して取り組むナイトタイムエコノミー（観光消費の拡大等を目的とした夜間の観光資源開発、イベント等）の充実のために地域で実施するイベント（専ら営利を目的とするものを除く。）で、県外からの誘客による観光消費拡大が図られ、下記の要件いずれかを満たすもの。</p> <p>(1) 新規イベントの場合は、県外からの誘客が期待できる事業で、かつ、本補助事業による助成後においても3年間は継続した取り組みを行うもの。（ただし、単年度限りの事業にあつては、全国展開している企業とのタイアップなど、該当地域のブランド力向上、全国への情報発信PR等による認知度向上が大きく期待できるものはこの限りでない。）</p> <p>(2) 既存イベントの場合は、県外からの誘客が期待できる事業で、かつ、従前の内容以上に追加して磨き上げを行うもの。また、本補助事業による助成後においても3年間は磨き上げた内容について継続した取り組みを行うもの。</p>	2分の1～3分の1以内	1イベント当たり 10万円以上 200万円以下	1 新規イベントの開催・運営に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・会場借上料や設営に要する経費 ・講師やイベント出演者等の謝金に要する経費 ・イベント開催（設営や撤去期間を含む）に必要な臨時的職員の雇用に要する経費 ・誘客につなげるためのバスツアー等を企画実施するための経費 ・ポスター、チラシ等の印刷製本に要する経費（印刷物を広く流通させるために必要な新聞折り込み経費を含む） ・プレスリリースの配信や広報媒体の取材誘致、タイアップや取材協力に要する経費 ・イベントを紹介するためのホームページ用コンテンツの作成 ・ライトアップやイルミネーション等を実施するための備品の購入 等
						2 既存イベントを拡充して開催・運営する場合の拡充部分に係る経費	

※「志国高知 幕末維新博」地域イベント等支援事業費補助金及び本支援事業により補助を受けた実績のあるイベント（同一又は同等の内容のもの）の2回目の申請については、補助率を3分の1とし、3回目以降の申請については、補助対象としない。

※イベントへの入場料や体験料などその他の収入のあるときは、総事業費から当該収入額を控除した額と補助対象額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じる。

補助事業	補助事業者	事業実施主体	補助事業の対象となる条件	補助率	補助限度額	補助対象経費	補助対象経費詳細
4 シャトルバス等運行支援事業	市町村等、観光協会、地域の活動団体、歴史文化施設を運営する団体又は広域観光組織	市町村等、観光協会、地域の活動団体、歴史文化施設を運営する団体又は広域観光組織	<p>誘客による観光消費拡大が図られる県内地域イベント又は企画展等の参加者の利便性の向上のためにバスを借り上げるもので、下記の要件全てを満たすもの。</p> <p>(1)原則無料で運行するもの。</p> <p>(2)既存イベントの場合は、前年度を超える台数の貸切バスの借り上げを実施するもの。</p> <p>(3)イベントチラシ、HP、SNS等で貸切バスの運行に関する事業情報の周知拡散を行うこと。</p> <p>(4)公益社団法人日本バス協会が定める「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」に基づき、新型コロナウイルス感染予防対策に取り組むこと。</p>	定額	貸切バス1台につき10万円以内 (ただし、1イベントにつき100万円を上限とする)	<p>1 県内バスの借り上げに係る経費。ただし、既存イベントの場合は前年度を超える台数分に限る。</p> <p>2 ガイドをバスに配置するために必要な経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント開催にあたって、臨時駐車場や宿泊施設、駅などとイベント会場をつなぐシャトルバスやイベント会場と周辺の観光施設等をつなぐ循環バス等の借り上げに要する経費 ・上記のバス手配業務を行う旅行者者等の手数料 ・上記のバス内にガイドを配置する場合、その手配に要する経費 等
						<p>3 1から2に掲げるもののほか、会長が必要であると認める経費</p>	

(注) 補助対象とならない経費は、次に掲げる経費とする。(別表第1の4の事業を除く。)

- 1 食糧費に該当する経費。
- 2 職員の人件費。ただし、補助事業の遂行に必要な業務を補助するために臨時的に雇い入れる者の賃金等は、補助の対象とすることができる。
- 3 新聞広告やテレビCMなど単なる広告出稿のための経費。ただし、プレスリリースの配信などに基づく広報活動(パブリシティ)に関する経費については、補助の対象とすることができる。
- 4 10万円以上の物品の購入に係る経費。ただし、補助事業3において、ライトアップやイルミネーション等を実施するための備品の購入については、50万円未満まで補助の対象とすることができる。
- 5 商品券等の金券類の発行や割引キャンペーン類の割引原資に要する経費。
- 6 既存設備等の改修費で単なる維持修繕を目的とするもの。
- 7 既存の設備等の撤去及び処分に要する経費。
- 8 用地の取得及び整地に要する経費。
- 9 商品の製造に供する原材料費、人件費等の経費。ただし、商品の開発、試作品の製造及び市場調査に必要となるこれらの経費は、補助の対象とすることができる。
- 10 公課費等その他補助することが適当であると認められない経費。

事業実施に係る付帯条件

(1) 本支援事業により実施するイベントについて

補助事業者(事業実施主体)が発行するポスター、チラシ、プログラム、立て看板等の制作物や広報活動において、下記の内容を遵守すること。

- ・「リョーマの休日キャンペーン」ロゴマーク の表示
- ・「リョーマの休日」関連イベント の表示

(2) 本支援事業により実施する企画展について

補助事業者(事業実施主体)が発行するポスター、チラシ、プログラム、立て看板等の制作物や広報活動において、下記の内容を遵守すること。

- ・「リョーマの休日キャンペーン」ロゴマーク の表示
 - ・「リョーマの休日」関連企画展 の表示
-

別表第2（第6条、第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。